

調布市男女共同参画推進センター運営委員会要綱

平成17年 6 月21日要綱第70号

第 1 設置

調布市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）における事業の運営や地域で活動する女性の活躍推進等、男女共同参画社会の実現に向けた協議、調整の場として、調布市男女共同参画推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第 2 所掌事項

運営委員会は、センターの円滑な事業運営に資するため、次の各号に掲げる事項について協議し、及び調整する。

- （1） 男女共同参画社会の実現に向けた事業に関すること。
- （2） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく地域における女性活躍推進に係る取組に関すること。
- （3） 調布市男女共同参画推進プランに基づく事業等の実施状況に関すること。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

第 3 構成

運営委員会は、市長が依頼する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）11人以内かつ男女比に配慮し構成する。

- （1） 第 2 に規定する所掌事項に係る有識者 4 人以内
- （2） 女性の社会的地位の向上及び社会参加を推進し、男女共同参画社会の実現に資する活動を行う団体が推薦する者 3 人以内
- （3） 調布市市民プラザあくろす条例（平成17年調布市条例第 1 号）に基づく調布市市民プラザあくろすを管理する指定管理者が推薦する者 1 人
- （4） 公募市民 3 人以内

- 2 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は互選とし、副委員長は委員長が指名する。

第 4 任期

委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 職務

委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

第6 招集

運営委員会は、委員長が招集する。

第7 意見の聴取

委員長は、運営委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

運営委員会の庶務は、生活文化スポーツ部多様性社会・男女共同参画推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。